

高千穂町告示第93号

令和3年第3回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年9月30日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和3年10月4日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

坂本 弘明議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和3年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和3年10月4日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和3年10月4日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第4号 令和2年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第5号 令和2年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第44号 令和2年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第45号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第46号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第47号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第48号 令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第49号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第50号 令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第51号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第52号 令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第53号 高千穂町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第17 議案第54号 高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第55号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第56号 高千穂町旅費条例の一部改正について
- 日程第20 議案第57号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

- 日程第21 議案第58号 高千穂町自立支援医療適用者に対する見舞金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第59号 高千穂町養護老人ホームときわ園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第60号 教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第61号 高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第62号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第63号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第64号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第65号 令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第66号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第67号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第68号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第32 議案第69号 財産の取得について
- 日程第33 議案第70号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第4号 令和2年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第5号 令和2年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第44号 令和2年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第45号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第46号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第47号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第48号 令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第49号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第50号 令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第14 議案第51号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第52号 令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第53号 高千穂町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第17 議案第54号 高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第55号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第56号 高千穂町旅費条例の一部改正について
- 日程第20 議案第57号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第58号 高千穂町自立支援医療適用者に対する見舞金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第59号 高千穂町養護老人ホームときわ園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第60号 教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第61号 高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第62号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第63号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第64号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第65号 令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第66号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第67号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第68号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第32 議案第69号 財産の取得について
- 日程第33 議案第70号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 藤田 利廣議員 | 2 番 田中 義了議員 |
| 3 番 佐藤さつき議員 | 5 番 板倉 哲男議員 |
| 6 番 磯貝 助夫議員 | 7 番 本願 和茂議員 |
| 8 番 中島 早苗議員 | 9 番 馬原 英治議員 |

10番 坂本 弘明議員

11番 工藤 博志議員

12番 富高健一郎議員

13番 富高 友子議員

14番 佐藤 定信議員

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生

書記 南條 良夫

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	甲斐 宗之	副町長	……………	藤本 昭人
教育長	……………	戸敷 二郎	総務課長	……………	佐藤 英次
財政課長	……………	興梠 貴俊	総合政策課長	……………	戸高 雄司
税務課長	……………	林 謙一	町民生活課長	……………	甲斐 利一
企画観光課長	……………	山下 正弘	福祉保険課長	……………	有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	佐藤 峰史
農地整備課長	……………	江藤 武憲	建設課長	……………	甲斐 徹
会計管理者	……………	飯干 美恵	病院事務長	……………	須藤 浩文
保健福祉総合センター事務長	……………			……………	興梠 晶彦
上下水道課長	……………	江藤 良一			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………			……………	河内 晴彦
監査委員	……………	中尾 清美			

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様おはようございます。御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和3年第3回高千穂町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号3番、佐藤さつき議員、議席番号5番、板倉哲男議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から10月19日までの16日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から10月19日までの16日間と決定いたしました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告いたします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので、報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日までに受理しました陳情3件につきましては、陳情文書表のとおり処理することとしましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日は、議員の皆様には何かとお忙しい中に、さきの臨時議会から日を置かず、高千穂町議会第3回定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本議会では、令和2年度決算の審査をいただくこととしており、議案も多岐にわたりますことから、御負担をおかけするかと存じますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にワクチン接種が進んでいること、また長期にわたる飲食店等に対する時間短縮要請、国民に対する行動制限要請の結果、功を奏し、国による緊急事態宣言は全国で解除されました。

宮崎県においても、10月1日より県独自の緊急事態宣言が解除され、現在は感染拡大緊急警報と警戒レベルが下げられております。

昨日の宮崎県からの発表では、7月16日以来、79日ぶりに県内新規感染者はゼロとなり、まずは、安堵したところであります。

しかし、東京や大阪などの都市部では、まだまだ新規感染者数が3桁で推移をしており、変異株の動きにより年末にかけて第6波を懸念する声もあることから、引き続き、感染予防対策を継続していく必要性を感じているところでございます。ワクチン接種につきましては、後ほど詳しく報告をさせていただきますが、町民の皆様の御協力により開始以来順調に進めることができ、10月中には希望者の2回目までの接種を完了できる見込みであります。

しかし、国からは新たに3回目の接種を行う方針が示されており、その場合には年明け1月末から6月いっぱいまでで実施することを想定しております。

3回目の接種は、2回目の接種から8か月の期間を空けて、接種可能となる見込みから期間を短縮して実施することが難しいと考えられますが、これまでの経験を生かし、全庁体制で、安全でスムーズな接種ができるよう準備を進めてまいります。

さて、高速道路につきまして、九州中央自動車道、高千穂日之影道路5.1キロ区間のうち、日之影町の深角から平底間2.3キロ区間が、8月21日土曜日の午後3時に開通いたしました。今回開通部分では約2分の時間短縮が図られたという発表ではありますが、通行の安全性、快適性も格段に向上し、発表以上の時間短縮効果を実感したところでございます。

今週、10月6日には、西臼杵郡3町長と民間期成会、宮崎県副知事、地元選出の佐藤県議で九州地方整備局を訪問し、開通のお礼と全線の早期開通などを求めることとしております。

コロナ禍にありまして、九州地方整備局から、訪問者数の制限要請があることから、今回は少

人数での訪問となりますが、今後とも沿線自治体、また官民連携し、一丸となって早期の事業進捗を要望し、声を上げてまいりたいと存じます。

町議会におかれましても、6月議会において、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会を設置していただき、大変心強く感じているところであり、今後とも早期の整備促進につきまして、お力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、今年度中に既に事業化となった高千穂雲海橋道路の中心杭打ち式を本町で、五ヶ瀬高千穂道路の着工式を五ヶ瀬町で開催できるよう、国土交通省延岡河川国道事務所と準備を進めてまいります。

それでは、当面する町政につきまして、御報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてでございますが、皆様御存じのように本町では、武道館を臨時の診療所として開設し、新型コロナウイルスワクチンの集団接種を5月6日から実施しております。高齢者を対象にスタートをしましたが、まず、接種予約のあった65歳以上の高齢者を公民館ごとに日割りをして、7月末までに、続いて基礎疾患のある方と、60から64歳の方への接種を9月の第1週までに終わらせたところです。

現在、12歳以上の接種希望者への接種を進めていますが、9月17日をもって集団接種の予約を締め切ったところでございます。

次いで、接種状況についてであります。9月末現在の国のシステム登録による本町の1回目の接種済み者は9,831人で、90.3%、2回目の接種済み者が7,694人で、70.7%となっております。いずれも、接種案内をした総数に対する接種率であります。そのうち、武道館での集団接種における65歳以上の接種者は、4,382人で、接種を案内した高齢者の81.7%の方が2回目の接種まで終えております。

また、12歳以上から18歳までの小学生から高校生の接種も高校、教育委員会と連携して、学校行事との調整、接種後の対応など配慮のお願いをして、進めているところでございます。

現在、522人が1回目の接種を終えており、接種率は74.4%となっております。このまま順調に進みますと、武道館での集団接種は10月21日をもって終了の見込みであり、その後は、各医療機関等において、個別接種で対応する計画としております。引き続き、安全かつ円滑に新型コロナウイルスワクチン接種を進めてまいりますので、議員の皆様にも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、町制施行100周年記念事業及びイベント関係についてでございます。

まず、ソラシドエアの機体広告についてですが、7月17日に宮崎ブーゲンビリア空港で、神都高千穂タヂカラオ号の就航式を行いました。当日は、式典の後、タヂカラオ号の到着便、出発便のお客様、お一人お一人に記念品をお渡しして、PRをしてまいりました。

この機体は約1年間の予定で、全国の就航路線を運行いたします。同時に機内誌にも特集を組んでいただき、また独自のパンフレットも作成し、配布いただいております。今後のコロナ収束を期待しながら、多くの方に御覧いただき、高千穂町をPRしたいと考えております。

また、記念ソングにつきましては、8月のサルタフェスタでの披露を予定しておりましたが、全国的なコロナ感染拡大等もあり、やむを得ず発表は延期となりました。次の機会として、2月の建国まつりを軸に調整中であります。

また、同時にCD制作のための、小学校・中学校・高校の吹奏楽部や小学生のコーラス録音も行う予定としておりましたが、こちらも今月10日に延期をしたところでございます。

また、サルタフェスタ自体も子供向けのイベントと花火を中心に行う予定でありましたが、台風の接近もありこれも中止したところであります。花火大会につきましては、状況を見て、今年中に開催できないかと考えております。

次に、お盆の観光客入込状況について御報告いたします。今年の夏は多くの都道府県に緊急事態宣言が出され、宮崎県においても、独自の緊急事態宣言が出され、8月27日には、まん延防止等重点措置が適用されました。

そうした中で、8月11日から8月16日の観光入込客数は8,510人でありました。コロナの影響を受けた昨年と比較しても、62%の減となりました。

これは、新型コロナ以外に長雨の影響も大きく、この期間、高千穂峡のボートは河川増水のため、1日も営業できず、13日から16日までは、遊歩道さえ閉鎖せざるを得ない状況でありました。これに比べ、9月のシルバーウィークは、かなりの人出があったようでございます。天候に恵まれたこともありますが、ワクチン接種も進み、新規感染者数が減少傾向にあるという報道もあつてのことであろうと思います。

今後も状況を把握し、感染対策とのバランスを考慮しながら、観光振興について効果的な施策を検討してまいります。

また、県独自の緊急事態宣言に合わせ、8月14日から飲食店等に時間短縮営業の要請が出されました。最終的には、9月30日までと長期間にわたり、御協力をいただきました。協力金につきましては、8月分については、9月1日から受付を開始し、順次、支給を行っております。

9月分につきましても、10月1日から受付を開始しておりますので、できるだけ速やかに順次、支給を行ってまいります。

こうした人の動きが少ない中では、飲食店だけではなく、全ての業種において厳しい状況であります。今議会において補正予算にも計上させていただいておりますが、県における支援策にも合わせ、全業種向けの支援策等も行う予定でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、西臼杵3公立病院の統合再編に伴う進捗状況につきまして御報告をいたします。令和

3年4月より高千穂町役場内に統合再編準備室を設置し、去る7月5日地域医療構想調整会議西臼杵地域公立病院部会の植松昌俊部会長より3町長へ検討報告書を提出していただきました。

その内容につきましては、7月7日の高千穂町議会公立病院の広域医療等に関する特別委員会において御説明させていただいたとおりであります。その後、郡内住民向け説明会を計13回、3公立病院職員向け説明会を計10回、福祉関係事業者や佐藤県議、3町の監査委員や一般行政職員の皆さんに対し、計7回実施いたしました。

説明会での御意見として、住民の皆様からは「医療確保についてどのように取り組んでいくのか」「3病院間の移動手段はどうするのか」「外来の待ち時間など改善すべきではないか」「病床数は変わるのか」などが出され、病院職員の皆様からは「救急の受入はどのように変わるのか」「3町からの繰入金はどうなるのか」「3病院間で人事異動はあるのか」などの御意見や御質問をいただきました。

また、9月16日に熊本大学、宮崎大学、済生会みすみ病院の教授、准教授、課長から御意見をお伺いする医療機能アドバイザリーボードを実施し、9月6日から明日10月5日までの30日間、関係者からのパブリックコメントを実施しております。

これらの内容を取りまとめ、10月中には、西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を策定し、以後、病院職員を中心としたワーキンググループでの詳細検討、統合再編の実行作業を行ってまいります。

議員の皆様には、7月からの住民説明会以降の内容、基本構想（案）の内容などにつきまして、本定例会会期中に公立病院の広域医療等に関する特別委員会を開催していただき、御説明させていただきますので、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、7月中旬から8月にかけての豪雨による災害について御報告をいたします。

まず、公共土木施設につきましては、7月13日から20日及び8月11日から18日の豪雨により、それぞれ町道1件ずつ、計800万円の被害が発生しております。

次に、農林水産物等の被害についてであります。作物・栽培施設に直接の被害はありませんでした。林道施設につきましては、8月11日から18日にかけての豪雨により、林道高千穂日之影線（押方地区）で1か所の法面地滑りの災害が発生いたしました。新規開設中の路線であり、行き止まりとなっております。被害額は1億円程度を見込んでおります。

次に、農地農業用施設であります。7月16日から18日の大雨により、農地災害が9か所、農業用施設災害が6か所発生し、災害復旧事業該当が見込まれる箇所の被害額は、農地災害2か所約500万円、農業用施設3か所約1,100万円と見積もっております。

今議会にて、災害復旧事業費の増額補正を計上しており、国による災害査定が終了次第復旧工事を発注し、早期復旧を図りたいと考えております。

10月になりましたが、まだ時期的に台風の襲来も予想されることから、災害に備える連絡体制の強化や町民の皆様に対する的確な情報伝達に努め、人的被害を出さないようにしっかりと取り組んでまいります。

最後に、うれしい報告をさせていただきます。

さきに新聞等でも報道されましたが、毎年厚生労働省から公表される国民年金納付率の統計によりますと、本町の令和2年度の国民年金保険料納付率が90.2%に達し、市町村別で初めて九州1位になりました。宮崎県全体の納付率が71.5%でありますので、極めて高い水準であり、誇らしいことであると思います。

昨年度は、新型コロナウイルス禍で大幅な減収となった人の保険料を免除しやすくする国の特別措置を受け、各事業所などへ免除申請の手續を促進した結果、前年度から7.6%上昇しました。改めて、町民の皆様方の納付意識の高さに感謝しますとともに、これからも延岡年金事務所と協力して納付勧奨期間を定め、適切な納付や免除申請につなげてまいります。人口の減少や社会保険の適用拡大により、年々被保険者数は減少しておりますが、今後の社会保障を支える若年層に向けて年金制度のさらなる周知を図ってまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第4号

日程第6. 報告第5号

日程第7. 議案第44号

日程第8. 議案第45号

日程第9. 議案第46号

日程第10. 議案第47号

日程第11. 議案第48号

日程第12. 議案第49号

日程第13. 議案第50号

日程第14. 議案第51号

日程第15. 議案第52号

日程第16. 議案第53号

日程第17. 議案第54号

日程第18. 議案第55号

日程第19. 議案第56号

日程第20. 議案第57号

日程第21. 議案第58号

日程第22. 議案第59号

日程第23. 議案第60号

日程第24. 議案第61号

日程第25. 議案第62号

日程第26. 議案第63号

日程第27. 議案第64号

日程第28. 議案第65号

日程第29. 議案第66号

日程第30. 議案第67号

日程第31. 議案第68号

日程第32. 議案第69号

日程第33. 議案第70号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第5、報告第4号から日程第33、議案第70号までの報告2件、町長提出議案27件、合計29件を一括議題として提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、報告2件のほか、決算認定9件、条例案件9件、補正予算6件、その他3件の合計29件でございます。

初めに、報告第4号令和2年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

財政健全化法の定めにより、令和2年度決算に基づく4項目の健全化判断比率につきましては、監査委員の審査意見を付して、お手元に配付の資料のとおり報告するものでございます。

次に、報告第5号令和2年度公営企業等に係る資金不足比率の報告についてでございますが、報告第4号と同様、公営企業の資金不足比率につきまして、監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。

次に、議案第44号から第52号までの9件の令和2年度決算認定議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。後ほど、一般会計及び特別会計に関しては会計管理者が、企業会計につきましては関係課長が詳細について御説明をいたしますので、私からは決算額と執行の要点等

についてのみの説明とさせていただきます。

まず、議案第44号令和2年度高千穂町一般会計決算でございますが、歳入総額106億5,325万5,442円、歳出総額104億7,014万845円、収支差引き1億8,311万4,597円が剰余額となりました。剰余額のうち、4,000万円を財政調整基金へ積み立て、繰越事業充当財源1億785万8,442円を含む、残りの1億4,311万4,597円を次年度へ繰り越すものでございます。

令和2年度の当初予算は、第5次高千穂町総合長期計画の達成を念頭に置き、限られた財源の中でも高い効果が見込まれる事業に重点配分し、町の抱える様々な課題に可能な限り対応できる予算編成を行ったものであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響がある中、農林業、商工観光業の振興、保健福祉事業、教育環境整備、まちづくり、公営住宅建設など多岐にわたり取り組んだところでもあります。

このような状況で、本町の令和2年度の決算は黒字決算となりましたが、これもひとえに、議員各位をはじめ町民の皆様の町政に対する御支援のたまものであると深く感謝を申し上げる次第でございます。人口減少、社会保障費の増加、公共インフラの老朽化、産業振興と雇用の場の確保、地域医療の充実など多くの課題がありますが、徹底した行財政改革に努め、事業財源を確保しつつ、高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略、長期人口ビジョンを基に、将来を見据えた新たな施策を取り入れ、若者が定住し、子供とお年寄りにやさしいまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第45号令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計の決算でございます。

歳入総額17億7,754万3,056円、歳出総額17億6,397万5,416円、収支差引き1,356万7,640円となり、全額次年度へ繰り越すものでございます。

現状として、平成30年度から県も保険者となり、市町村と一体となって財政運営や事業運営に取り組んでいることから、財政基盤も安定しておりますが、国保加入者の減少や医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向にあり、国保運営の悪化が懸念されているところでございます。

なお、令和3年3月末における国民健康保険への加入状況は、世帯数1,996戸、被保険者数3,305人となっております。

次に、議案第46号令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計の決算でございます。

歳入総額9,467万2,369円、歳出総額7,582万5,519円、収支差引き1,884万6,850円となり、このうち1,585万4,828円を剰余金処分として基金積立てを行い、残り299万2,022円を次年度へ繰り越すものでございます。

本町の簡易水道は、直営14組合を除く12組合において施設の維持、管理及び運営を行っていただいておりますが、令和2年度は、各簡易水道組合に対し薬注ポンプ取替工事等の補助を実施しております。

今後も、安全で安定した給水がなされるよう、組合と連携し管理運営に努めてまいります。なお、令和2年度の給水人口は4,473人で、年間有収水量は495,523立方メートルとなっております。

次に、議案第47号令和2年度高千穂町下水道事業特別会計の決算であります。

歳入総額1億8,224万9,904円、歳出総額1億7,287万1,248円、収支差引き937万8,656円となり、全額次年度へ繰り越すものでございます。

供用開始から19年以上が経過し、今後は老朽化等に対する維持費用の発生が見込まれますので、安定した事業運営を継続するため、社会資本整備総合交付金を活用した計画的な維持管理、費用の平準化に努めてまいります。

なお、令和2年度末で計画区域内の普及人口3,864人に対する下水道接続人口は3,446人、接続率89%となっております。

次に、議案第48号令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計の決算でございます。

歳入総額1,261万6,955円、歳出総額1,201万5,266円、収支差引き60万1,689円となり、全額次年度へ繰り越すものでございます。現在、保健センターにおいて月に3回、10人の審査委員の方に介護認定の審査をお願いしておりますが、その業務の経費が主なものでございます。

次に、議案第49号令和2年度高千穂町介護保険特別会計の決算でございます。

まず、保険事業勘定の決算ですが、歳入総額14億8,871万2,568円、歳出総額14億6,011万6,502円、収支差引き2,859万6,066円となり、全額次年度へ繰り越すものでございます。

サービス事業勘定の決算では、歳入総額1,407万8,945円、歳出総額1,388万6,071円、収支差引き19万2,874円となり、全額を次年度へ繰り越すものでございます。

本町の65歳以上の高齢化率は約43%であり、今後も上昇するものと考えられます。そこで、介護給付費の抑制策として、保健事業と介護予防事業の一体的な実施に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築を推進することとしております。

次に、議案第50号令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

歳入総額1億8,353万2,971円、歳出総額1億8,194万462円、収支差引き159万2,509円となり、全額次年度へ繰り越すものでございます。

年々高齢者の医療費が増加する中で、安定的な高齢者医療を確保するために、平成20年度から開始された後期高齢者医療制度であります。13年が経過し、制度見直しを行いながら定着しつつあるところであります。本制度は、都道府県単位での広域化した医療制度であり、県、広域連合と市町村が連携して事業を行っております。

なお、令和3年3月末の本町の被保険者数は2,673人となっております。

次に、議案第51号令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

令和2年度の決算状況につきましては、収益的収支の総事業収益は21億9,670万1,380円で、前年度と比較しますと7,946万3,140円の増額となりました。また、総事業費用は22億5,011万7,595円で、前年度と比較しますと1億2,204万3,028円の増額となり、当年度純損失が5,341万6,215円となりました。

したがって、前年度末繰越利益剰余金7億3,791万5,544円から当年度純損失5,341万6,215円を差し引いた、6億8,449万4,339円が当年度繰越利益剰余金となり、減債積立金、建設改良積立金への積立て、組入資本金への組入れは行わないこととし、6億8,449万4,339円をそのまま翌年度繰越剰余金とする剰余金処分計算書(案)を御提案しているところでございます。

次に、資本的収支でございますが、総収入額は1億9,032万7,400円、総支出額は2億9,177万6,200円となり、収入額が支出額に不足する額1億1,44万8,800円は、当年度消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金により補填するものでございます。

次に、議案第52号令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

決算の概要を申し上げますと、収益的収支は、消費税込みで収入総額が1億4,123万7,435円、支出総額は1億3,782万3,597円となり、収支差引きは341万3,838円となっております。

資本的収支は、同じく消費税込みで収入総額は0円、支出総額は3,410万4,604円であり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するものであります。

剰余金の処分についてであります。当年度末処分利益剰余金は、1億3,398万5,961円となっており、剰余金処分案としましては、減債積立金へ7万円、建設改良積立金へ135万円、合わせて142万円を積立て処分し、処分後の残額を1億3,256万5,961円とし、翌年度への繰越利益剰余金とすることを提案するものであります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、給水収益が大きく減少し、近年

にはない大変厳しい決算となっております。

次に、議案第53号高千穂町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。

これまでの計画は、過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月31日までの失効期限であったため、令和2年度までを期限とするものでありました。

しかし、過疎地域ははまだ厳しい状況であるため、新法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が成立したことに伴い、令和3年度から令和7年度までの5か年の新たな計画を策定するもので、前計画との整合性を考慮し、県との協議、住民意見聴取を行わせていただき策定するものでございます。

次に、議案第54号高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について御説明いたします。

議案第53号で説明しましたように過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、法律に基づく固定資産税の課税免除に関する事項を定めるため、本条例を制定するものでありますが、高千穂町過疎地域持続的発展計画に記載しております区域につきまして、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等が取得しました事業用資産について、課税免除を行うというものであります。

次に、議案第55号高千穂町手数料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの再交付に伴う手数料の徴収について改正するものでございます。

次に、議案第56号高千穂町旅費条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例は、職員等が県内及び県外に出張する際に支給される日当、交通費、宿泊料を定めておりますが、道路状況の改善等に合わせ、実態に即した支給額となるよう日当及び宿泊料を改正するものでございます。

次に、議案第57号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例は、さきの議案第56号で御説明しました高千穂町旅費条例の一部改正に準じ、改正するものでございます。

次に、議案第58号高千穂町自立支援医療適用者に対する見舞金の支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、主に人工透析のために通院されている方で、通院のための支援者がおられず、高齢などの理由により、自力でふれあいバスの乗り降りなどが難しくなった方を、ピンポイントで支援する制度を追加するものであります。

具体的には、町内のタクシー事業者に御協力いただき、支給対象者がタクシーの乗り降りの際、運転手の方に介助していただくことを考えており、支給対象者がタクシーを積極的に利用できるよう、世帯の収入、通院距離の状況により、自宅と町立病院間のタクシー利用助成券の交付を考えております。

この改正は、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第59号高千穂町養護老人ホームときわ園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、養護老人ホームときわ園の入所において、措置によるものに限らず、入所希望者とときわ園との間で交わされる契約によって、入所を可能とするためのものであります。

ときわ園におけるここ1年の入所者数は、定員55名に対し46名前後であること、また、入所希望者の収入などの状況から措置入所とならないこと、民間の有料老人ホーム等を希望しても空きがないことから、県の助言を頂きながら、ときわ園での契約入所に取り組みたいと考えております。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第60号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、田原中学校が令和2年度末をもって廃校となったことを受けて、旧田原中学校体育館を社会体育施設高千穂町田原体育館として、その他の教育施設に加えるものでございます。

次に、議案第61号高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この改正は、ただいま議案第60号で説明しました高千穂町田原体育館を本条例に加え、使用料を定めるものでございます。

次に、議案第62号から議案第67号までの補正予算議案6件について御説明申し上げます。

議案第62号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,718万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を90億9,904万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、畜産競争力強化整備事業等の増が主なものです。

議案第63号から第67号までの各特別会計の補正予算につきましては、繰越金等による財源調整の補正が主なものでございます。

次に、議案第68号町道路線の廃止・認定について御説明申し上げます。

上野の町道、陣内平線はこれまで行き止まりの路線でありましたが、地元による用地の確保及び拡幅整備が完了し、車両の通行が可能な道路となりました。また町道原野・枳原線にも接続さ

れたため、集落道としての機能、利便性向上が図れる路線となるものです。終点の位置が変更となり現認定区間を廃止し、新たに認定替えをするもので、道路法第8条及び第10条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第69号財産の取得について御説明申し上げます。

本件は、消防車両の買換えであります。平成12年に取得した上野の第8分団第1部の消防ポンプ自動車の更新に伴う売買契約について議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第70号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち、甲斐哲也氏が令和3年11月30日をもって任期満了となります。引き続き、御尽力をいただきたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和3年12月1日から令和6年11月30日までの3年間であり、経歴等につきましては記載のとおりでございます。

以上、提案理由の説明でございました。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

ここで11時5分まで休憩します。

午前10時52分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、決算議案の説明を求めます。議案第44号から第50号について、会計管理者。

○会計管理者（飯干 美恵管理者） それでは、議案第44号から50号までの一般会計及び特別会計決算認定議案7件につきまして御説明申し上げます。

各会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、令和3年5月末日に各会計を閉鎖、決算の調整を行い、6月28日に町長に決算書を提出いたしました。

また、監査委員による決算審査は、令和3年7月15日から8月4日までの7日間実施されたところでございますが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定に基づき、お手元に配付してあります監査委員の審査意見書、主要施策の成果に関する調書を添えまして議会の認定をお願いするものでございます。

なお、総括表につきましては、町長から説明がありましたので省かせていただきます。

最初に、一般会計歳入歳出決算書をお開きください。

議案第44号令和2年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

それでは、105ページ、106ページの歳入決算額の収入済額から御説明申し上げます。

まず、款1の町税でございますが、10億5,512万8,111円の収入済額となり、調定額に対しまして93%の収納率となりました。

収入未済額は7,589万2,784円で、前年度と比較しまして345万7,721円、率にして4.4%の減となったものでありますが、固定資産税が93.6%を占めており、収納率の向上が最大の課題となっています。また、不納欠損額395万1,409円は、法の規定に基づく欠損処理でございます。なお、重要な自主財源であります町税の歳入全体に占める割合は9.9%となっています。

次に、款2地方譲与税1億1,949万6,000円、款3利子割交付金50万6,000円、款4配当割交付金199万2,000円、款5株式等譲渡所得割交付金240万2,000円、款6法人事業税交付金447万9,000円、款7地方消費税交付金2億7,816万8,000円、1枚めぐりまして、款8自動車取得税交付金、皆減となっております。

款9環境性能割交付金479万356円、款10地方特例交付金533万6,000円につきましては、いずれも国、県からの交付金でございます。

款11地方交付税は37億8,862万8,000円となりました。内訳は、普通交付税が33億3,941万5,000円で前年度比9,377万7,000円、2.9%の増、特別交付税が4億4,921万3,000円で前年度比2,665万3,000円、5.6%の減、合わせまして6,712万4,000円、1.8%の増となったものです。なお、歳入全体に占める割合は35.6%となっています。

次に、款12交通安全対策特別交付金は107万3,000円です。

款13分担金及び負担金は8,802万2,664円ですが、農業費分担金、老人福祉負担金及び保育所児童保護費負担金が主なものです。なお、収入未済額35万8,111円は、光ケーブル接続負担金、放課後児童健全育成事業負担金でございます。

次に、款14使用料及び手数料は1億1,549万5,003円で、ふれあいバス駐車場、光ケーブル、住宅使用料が主なものであります。なお、収入未済額142万5,140円は、光ケーブル、住宅使用料、保育所等使用料、駐車場使用料となっています。

次に、款15国庫支出金27億1,117万3,262円、109ページの款16県支出金9億8,835万9,081円につきましては、それぞれ事業執行に伴います負担金補助金等で、保育給付費、児童手当、障害福祉費、公共土木施設災害復旧費等の負担金並びに児童福祉費、特別定

額給付金事業費、公営住宅等関連事業推進事業費、中山間地域直接支払制度事業費、商工費等の負担金並びに道路事業費交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等が主なものです。

なお、令和元年度の繰越事業でありました社会資本整備総合交付金、地方創生道整備推進交付金等も収入済みとなっています。

次に、款17財産収入1億5,044万3,614円ですが、町有財産貸付け、光ケーブル回線貸付け及び農林水産物食材供給施設売上収入等となっています。なお、収入未済額49万7,300円は家屋貸付け収入が主なものです。

続いて、款18寄附金1億2,510万1,255円は、ふるさと応援寄附金が主なものですが、前年度比114万5,055円、0.9%の微増となっています。

次に、款19繰入金2億988万3,000円ですが、財政調整基金、ふるさと応援基金及び介護保険特別会計からの繰入金となっています。

款20繰越金6,174万3,816円は、繰越事業費充当財源を含む前年度繰越金です。

111ページをお開きください。

款21諸収入1億4,753万6,280円ですが、育英資金貸付金収入、農林水産業費受託事業収入が主なものとなっています。なお、収入未済額276万円は、育成資金償還金が主なものです。

款22町債の7億9,349万9,000円ですが、防災システム設置事業や南平団地建設事業等に伴います地方債臨時財政対策債等が主なものとなっています。

以上、元年度からの繰越分の収入額2億4,164万3,029円を含めた歳入総額は106億5,325万5,442円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.2%でございます。

続きまして、113ページの歳出決算額ですが、支出済額で説明いたします。

まず、款1議会費は9,400万8,669円となっています。

次に、款2総務費14億2,476万7,588円ですが、ふるさと納税記念品、防災行政無線施設整備工事、光ケーブル保守委託事業、ふれいあいバス運行費、ふるさと応援基金積立金等が主なものとなっています。また、防災行政無線費等で3億1,661万2,773円を次年度に繰り越しました。

次に、款3民生費は34億9,266万2,359円となりましたが、特別定額給付金事業、高齢者福祉事業、障害者支援事業、児童福祉支援事業等が主なもので、歳出全体の33.4%と最大のウエートを占めています。

次に、款4衛生費7億1,220万8,449円ですが、病院事業会計及び簡易水道事業特別会

計繰出金、各種予防健診事業、合併処理浄化槽、西臼杵広域行政事務組合負担金等が主なものです。また、新型コロナウイルス接種体制確保事業で100万円を次年度に繰り越しました。

次に、款6農林水産業費は12億5,423万9,421円となりました。主なものは、道の駅レストラン、がまだせ市場及び地籍調査事業、造林事業費等の委託料、中山間地域直接支払制度事業交付金、畜産競争力強化整備事業補助金、農地防災事業、有害獣捕獲報奨金及び県単林道網総合整備事業等となっています。また、地方創生道整備推進交付金事業等で1,367万5,600円を次年度へ繰り越しました。

続きまして、115ページの款7商工費5億7,237万1,872円の決算額ですが、商工業振興費の臨業等要請、時短要請協力金、商工会補助金、新型コロナウイルス感染症対策補助金、商品券発行事業、観光施設運営費等が主なものでございます。また、商工業振興費、観光施設費等で6,806万7,280円を次年度に繰り越しました。

次に、款8の土木費は11億167万3,178円となりましたが、道路維持新設改良費、土地再生整備計画事業、木造住宅リフォーム補助金、公営住宅関連事業、下水道事業会計への繰出金並びに繰越事業の道路新設改良事業及び土地再生整備計画事業等が主なものとなっています。なお、社会資本整備総合交付金事業等で1億4,081万475円を次年度へ繰り越しました。

次に、款9消防費は3億2,904万2,163円となりましたが、消防団員の活動費、宮崎県町村総合事務組合負担金、防火水槽建設費、西臼杵広域行政事務組合負担金等となっています。なお、消防施設費で2,050万2,850円を次年度に繰り越しました。

次に、款10の教育費6億2,621万2,466円ですが、情報通信ネットワーク環境施設整備費、小中学校管理費、社会教育費、体育施設管理委託料等が主なものとなっています。なお、コミュニティーセンター管理費で900万円を次年度へ繰り越しました。

次に、117ページの款11災害復旧費7,762万7,990円ですが、農林水産業施設災害復旧費と公共土木施設災害復旧費です。なお、農地農業用施設災害復旧費等で3,879万6,789円を次年度へ繰り越しました。

最後に、款12の公債費は7億8,532万6,690円となり、前年度比1,997万6,039円、2.6%の増となっております。

以上、歳出総額104億7,014万845円の決算額となりましたが、前年度と比較しまして18億5,331万5,739円、21.5%の増となっております。また、予算に対する執行率は93.8%であります。

なお、次年度への予算繰越額は総額で6億846万5,767円となっています。

以上で、一般会計の決算説明を終わります。

続きまして、特別会計の決算について御説明いたします。

議案第45号令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

407ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1国民健康保険税は2億9,751万6,485円の収入済額ですが、前年度と比較しますと927万3,353円、3%の減となっています。収納率は92.1%、収入未済額が2,170万2,009円で、収入の確保が課題となっています。なお、不納欠損額380万2,914円は、法の規定に基づきます欠損処理でございます。

次に、款4使用料及び手数料13万6,460円は保険税の督促手数料です。

款5国庫支出金555万5,000円は、国保災害等臨時特例補助金、システム開発費補助金です。

款6県支出金12億8,587万9,433円は、保険給付費等交付金となっています。

次に、款10繰入金1億6,919万2,373円は、一般会計からの繰入金となっています。

款11繰越金1,092万7,439円は、前年度繰越金となっています。

款12諸収入833万5,866円ですが、延滞金、第三者納付金が主なものとなっています。

以上、歳入総額17億7,754万3,056円の決算額となり、調定額に対しての収入済額の割合は98.6%でございます。

続きまして、411ページからの歳出決算額につきまして説明いたします。

まず、款1総務費4,204万3,001円は、職員の人件費及び事務費が主なものです。

次に、款2保険給付費12億1,639万4,934円ですが、前年度と比較しますと3,595万2,945円、2.9%の減となっています。

款3国民健康保険事業費納付金4億4,075万1,763円は、一般被保険者医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分として、県に対し納付するものとなっています。

款5保健事業費5,756万7,164円は、特定健康診査等事業費及び保健センターの運営費等となっています。

413ページに移りまして、款8諸支出金721万8,554円は、国保税の還付金、療養給付費等負担金精算に伴う償還金、病院事業会計への繰出金等となっています。

以上、歳出総額17億6,397万5,416円の決算額となり、執行率は96.7%となっています。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第46号令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

459ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1使用料及び手数料6,216万7,915円の収入済額ですが、町内26の簡易水道組合の使用料収入となっています。

次に、款4財産収入5,013円は積立基金からの利子収入、款5繰入金3,078万8,000円は一般会計からの繰入金、款6繰越金114万3,482円は前年度繰越金、款7諸収入36万9,959円は雇用保険等個人負担金及び雑入となっています。款9分担金及び負担金19万8,000円は、新設に伴う給水負担金です。

以上、歳入総額9,467万2,369円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.5%でございます。

続きまして、461ページの歳出決算額でございます。

款1衛生費7,582万5,519円ですが、簡易水道会計の事務費及び簡易水道組合の維持管理費となっています。

歳出総額も同額の決算額となり、執行率は80.5%となっています。

以上で、簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第47号令和2年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

485ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1の分担金及び負担金113万3,300円の収入済額ですが、全額、受益者負担金となっています。収納率は99.4%で、収入未済額が7,410円です。

次に、款2国庫支出金100万円は公共下水道事業補助金、款5繰入金9,520万4,000円は一般会計からの繰入金、款6繰越金564万3,908円は前年度からの繰越金、款8町債420万円は下水道債です。款9使用料及び手数料7,506万8,696円は下水道使用料が主なもので、収納率は96.2%、収入未済額が287万5,441円となっており、収入の確保が急務となっています。なお、不納欠損額10万1,570円は法の規定に基づきます欠損処理でございます。

以上、歳入総額1億8,224万9,904円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は98.4%でございます。

続きまして、489ページの歳出決算額につきまして説明いたします。

最初に、款1総務費2,854万8,505円は、人件費等の事務費が主なものです。

次に、款2土木費251万9,862円は管路点検委託費が主なものです。

次に、款3公債費9,702万7,002円は、施設整備に伴う下水道事業債の償還金です。今後この償還金の財政負担が本会計の大きなウエートを占めてくるものと思われま

最後に、款5施設費4,477万5,879円は浄化センター及び下水道施設の維持管理費が主

なものです。

以上、歳出総額1億7,287万1,248円の決算額となり、執行率は94.7%でした。

これで、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第48号令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

515ページの歳入決算額から説明いたします。

本会計は、効率的かつ公平な介護認定審査業務を行うため、西臼杵3町で制定した共同設置規約に基づく特別会計です。

まず、款1分担金及び負担金1,175万4,000円ですが、西臼杵3町で負担されたものです。

次に、款5繰越金86万2,955円は前年度繰越金です。

以上、歳入総額1,261万6,955円の決算額となり、収納率は100%となっています。

続きまして、517ページの歳出決算額につきまして説明いたします。

款1介護認定審査会費1,201万5,266円ですが、月に3回行う認定審査会及び事務局の経費で、歳出総額も同額の決算額となっており、執行率は95.2%でございます。

以上で、西臼杵地域介護認定審査会特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第49号令和2年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

なお、本会計は保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つに分けて経理されています。

最初に、535ページの保険事業勘定の歳入決算額から説明いたします。

まず、款1保険料2億3,398万1,943円は、特別徴収と普通徴収の介護保険料で、収納率は97%、収入未済額687万1,371円となっています。なお、不納欠損額45万251円は、法の規定に基づきます欠損処理でございます。

次に、款2分担金及び負担金315万9,350円は高齢者の生きがいと健康づくり推進事業負担金、款3使用料及び手数料5万2,580円は介護保険料の督促手数料です。

次に、款4の国庫支出金3億9,748万9,084円、款5支払基金交付金3億6,725万2,313円、款6の県支出金2億1,221万1,681円は、それぞれ介護給付予防事業に伴う補助金、交付金となっています。

款7の財産収入5,018円は、介護給付準備基金の預金利子です。款9繰入金2億3,370万1,422円は一般会計繰入金、介護サービス事業勘定繰入金となっています。

537ページに移りまして、款10の繰越金4,064万8,516円は前年度繰越金、款12諸収入21万661円は、雇用保険等個人負担金及び雑入が主なものとなっています。

以上、歳入総額14億8,871万2,568円の決算額となり、99.5%の収納率となりました。

続きまして、539ページからの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1総務費3,493万3,892円は人件費、認定審査会経費、介護保険会計運営費等となっています。

次に、款2保険給付費12億8,544万1,665円は、居宅入所サービス、介護予防サービス事業等の経費等となっています。款4の地域支援事業費1億1,263万8,481円は高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護予防生活支援サービス事業等の経費となっています。款6基金積立金5,018円は介護給付費準備基金の利息積立てとなっています。

541ページに移りまして、款9諸支出金2,709万7,446円ですが、過年度分の精算に伴う国への払戻金並びに介護サービス事業勘定への繰出金となっています。

以上、歳出総額14億6,011万6,502円の決算額となり、執行率は97.9%となりました。

続きまして、介護サービス事業勘定です。591ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1サービス収入560万1,536円の収入済額ですが、介護サービス計画に伴います収入となっています。

次に、款8繰入金644万3,000円は保険事業勘定からの繰入金、款9の繰越金117万2,553円は前年度繰越金、款11諸収入86万1,856円は雇用保険等個人負担金及び感染症対応従事者等慰労金となっています。

以上、歳入総額1,407万8,945円の決算額となり、収納率は100%となっています。

続きまして、593ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費906万3,046円は人件費等の事務費及び感染症対応従事者等慰労金となっています。

次に、款2サービス事業費365万25円は居宅支援サービス計画作成等の費用です。

次に、款7諸支出金117万3,000円は介護保険事業勘定への繰出金です。

以上、歳出総額1,388万6,071円の決算額となり、執行率は96.2%となりました。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わります。

最後に、議案第50号令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

613ページからの歳入決算額について説明いたします。

まず、款1の後期高齢者医療保険料1億2,045万950円は特別徴収と普通徴収の保険料で、収納率は99.5%となっています。

次に、款2の使用料及び手数料1万7,490円は保険料の督促手数料、款4繰入金5,612万2,427円は、事務費及び保険基盤安定のための一般会計からの繰入金、款5繰越金214万9,336円は前年度繰越金です。

款6諸収入479万2,768円は保険料還付金及び宮崎県広域連合からの受託事業収入金となっています。

以上、歳入総額1億8,353万2,971円の決算額となり、調定額に対する収入済み額の割合は99.7%でございます。

続きまして、615ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費550万8,635円ですが、電算システム健康委託料が主なものとなっています。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金1億7,637万3,427円は、宮崎県広域連合に対する負担金です。

続いて、款3諸支出金5万8,400円ですが、保険料の還付金です。

以上、歳出総額1億8,194万462円の決算額となり、執行率は98.5%となりました。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

ここまで、令和2年度の一般会計及び6件の特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げましたが、財政健全化判断比率は4指標ともに早期健全化基準を下回り、本町の財政が健全な水準となっており、適正な運営がなされているものと判断いたしております。

また、地方自治法施行令第166条の規定に基づき、それぞれの会計ごとに歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書も併せて御提案いたしておりますので、御審議の上それぞれ認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第51号について、病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 病院事業会計、議案第51号について御説明を申し上げます。

本議案は令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、令和2年度の決算状況について御説明いたします。決算書の635ページ、636ページをお開きください。

この決算報告書につきましては、仮受け、仮払い、消費税込みの決算となっております。

まず、収益的収入及び支出であります。収入決算額は22億294万9,250円となり、内訳は、医業収益が18億8,616万1,147円、医業外収益が2億7,220万7,503円、特別利益が4,458万600円となっております。

また、支出では、支出決算額が23億1,664万8,490円となり、内訳は医業費用が

21億2,991万7,873円、医業外費用が1億4,313万621円、特別損失が4,360万円となっております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入決算額は1億9,032万7,400円で、その内訳といたしましては、一般会計から病院事業の建設改良による経費に対する基準繰入れのうち、負担金として繰り入れた1億2,010万2,000円と、調整交付金分で医療器械購入に係る補助金の一般会計から繰入金として受けた7,007万8,000円であります。

次に、支出決算額は2億9,177万6,200円となり、内訳としましては、建設改良費1億2,986万1,566円、企業債償還金1億5,442万3,634円及び医師・薬剤師修学資金の794万1,000円となっております。

なお、資本的収入額から基本的支出額を差し引きました1億144万8,800円の不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填したところであります。

次に、637ページの損益計算書について御説明いたします。この損益計算書は、635、636ページの収益的収支の決算額から消費税を抜き計上したものであり、令和2年度1年間の経営状況を表したものでございます。

まず、1の営業収益であります。入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせました18億8,089万3,799円あります。それに対しまして医業費用は、給与費から研究研修費まで合わせまして20億6,350万7,272円となり、医業収益から医業費用を差し引きました医業損失は1億8,266万3,473円となりました。

次に、医業外収益であります。受取利息配当金からその他医業外収益まで合わせました総額は2億7,131万6,126円となりました。医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費から施設整備費まで合わせまして1億4,296万323円となりましたので、医業外収益から医業外費用を差し引きました医業外利益は1億2,835万5,803円で、医業損失から医業外利益を差し引きました経常損失は5,430万7,670円となり、医業損失額と特別損失額を合わせました5,341万6,215円が当年度の純損失額となりました。

したがって、前年度繰越利益剰余金7億3,791万554円から当年度純損失5,341万6,215円を差し引きました額が、当年度繰越利益剰余金6億8,449万4,339円になるものであります。

次に、638ページの剰余金計算書についてであります。

昨年度、議会の議決による積立金処分後の残高は、資本金7億958万6,444円、資本剰余金の合計額は2億8,329万955円、利益剰余金合計額は9億2,903万6,057円で、資本金の合計額は19億2,191万3,456円となっております。

本年度は、当年度純損失額 5,341 万 6,215 円を繰越利益剰余金から差し引いた 6 億 8,449 万 4,339 円が当年度の未処分利益剰余金となりまして、資本金、資本剰余金の合計額、利益剰余金合計額を合わせました当年度末の資本合計額は 18 億 6,884 万 927 円となるものであります。

次に、639 ページ、剰余金処分計算書案についてであります。

先ほど御説明しましたとおり、当年度未処分利益剰余金は 6 億 8,449 万 4,339 円で、当年度の純損失となり、かつ減債積立金、建設改良積立金の取崩しをしていないことから減債積立金等、議会の議決による処分を行わないこととし、6 億 8,449 万 4,339 円は、そのまま翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、641、642 ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部におきまして有形固定資産の内訳は、イの土地からへのリース資産まで合わせた有形固定資産合計額は 30 億 8,120 万 5,988 円となりました。無形固定資産としましては、電話加入権 377,751 円を計上しております。また、投資その他の資産としまして 6,869 万 5,578 円となっております。有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせた固定資産合計額は 31 億 5,027 万 9,317 円となり、現金及び未収金、貸倒引当金、貯蔵品の流動資産は 8 億 3,690 万 9,183 円となり、資産合計は 39 億 8,718 万 8,500 円となるものです。

次に、642 ページの負債、資本の部であります。建設改良費に充てるため企業債とリース債務を合わせました固定負債合計額が 11 億 4,237 万 6,512 円、流動負債（1）の企業債から（6）の法定福利費引当金まで合わせました流動負債合計額が 3 億 4,522 万 3,292 円、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた繰延収益合計額は 6 億 3,077 万 7,769 円となり、固定負債合計額、流動負債合計額及び繰延収益合計額を合わせました負債合計額は 21 億 1,834 万 7,573 円となりました。

資本金は自己資本金が 7 億 958 万 6,444 円となります。

剰余金は資本剰余金のうち、その他資本剰余金が 2 億 8,363 万 4,641 円となります。

利益剰余金の合計額は 8 億 7,561 万 9,842 円となっております。内訳は、減債積立金が 7,401 万 8,900 円、建設改良積立金が 1 億 1,710 万 6,603 円、当年度未処分利益剰余金が 6 億 8,449 万 4,339 円であります。

また、資本剰余金合計額 2 億 8,363 万 4,641 円と利益剰余金合計額 8 億 7,561 万 9,841 円を合わせました剰余金の合計額は 11 億 5,929 万 4,483 円であり、資本金と剰余金合計を合わせました資本額は 18 億 6,884 万 927 円となりまして、638 ページの剰余金計算書の資本合計の当年度残高と同額になるものであります。

また、資本と負債の合計額が39億8,718万8,500円となりまして、641ページの資産合計と同額になるものであります。

以上、令和2年度高千穂町国民健康保険病院の決算について説明いたしました。

なお、644ページ以降に、決算附属書類を添付しておりますので、併せて御審議いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第52号について、上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の公営企業会計決算議案について御説明いたします。

議案集の666ページからになります。

議案第52号令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度高千穂町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、別紙、監査意見の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、677ページの令和2年度高千穂町水道事業報告から御説明いたします。

令和2年度の上水道事業は、住民の生活に欠かせない安全で安心な水の供給に努めるよう事業を推進してまいりました。今後も厳しい事業環境の中、事業運営の維持強化に努めるよう事業の見直しを随時行ってまいります。

次に、水源・水質であります。水源は第1水源の玉垂の滝を取水源としており、令和2年度は自然災害等による被害がなかったため、断水を行うことなく安定した水の供給を行うことができました。また、例年、水が不足する時期には第2水源からの補水を行っております。水質につきましても、令和2年度は自然災害の影響を受けませんでしたので、第1水源、第2水源ともに安定した水質を保っており、検査項目全ての水質基準値において良好を維持しました。

次に、配水・給水状況であります。令和2年度の年間配水量は108万8,299立方メートルで、前年度と比較して6,817立方メートルの減、1日平均配水量は2,982立方メートルで、10立方メートルの減となりました。

年間有収水量は81万7,281立方メートルで、前年度と比較すると4万8,538立方メートルの減、有収率は75.1%で前年度と比較すると3.96%の減となっております。

次に、建設改良事業であります。令和2年度の主な改良事業は坂ノ下地区及び吾平地区の配水管布設替え工事を行ったほか、金毘羅配水池の流量計の更新を行うなど、より安全で安定した供給施設づくりに取り組みました。

また、水道ビジョンの見直しやアセットマネジメント、経営戦略の策定にも取り組み、国が推進する基幹施設耐震化や老朽化対策に向けて、計画的に強靱な施設づくりに努めてまいります。

次に、経営状況であります。消費税抜きの収益的収支は事業総収益1億2,894万663円、事業総費用は1億2,717万6,971円で差引き経常利益が176万3,692円となり、特別損失34万3,655円を計上しましたので、当年度純利益は142万37円となり、当年度純利益を前年度と比較しますと1,831万1,656円の大幅な減益となっております。これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う給水収益が落ち込んだことが要因の一つと考えられます。

消費税込みの資本的収支は、収入額ゼロに対して支出額は3,410万4,604円であり、収入額が支出額に不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額190万8,600円と損益勘定留保資金3,219万6,004円で補填をしております。

続きまして、決算の内容について御説明いたします。

669ページをお開きください。

決算報告書は消費税込みで、671ページの損益計算書、672ページの剰余金計算書、673ページの剰余金処分計算書（案）、675ページから676ページの貸借対照表につきましては消費税抜きで表示しております。

まず、669ページから670ページの決算報告書であります。収益的収入及び支出では、収入の第1款水道事業収益の決算額は1億4,123万7,435円であります。その内訳は第1項の営業収益が1億3,663万7,556円、第2項の営業外収益が459万9,879円となっております。支出は、第1款の水道事業費用の決算額が1億3,782万3,597円であります。その内訳は、第1項の営業費用が1億2,684万1,227円、第2項の営業外費用が1,063万8,715円、第3項の特別損失が34万3,655円となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の決算額は0円であります。一方、資本的支出は第1款の資本的支出の決算額が3,410万4,604円、その内訳は、第1項の建設改良費が2,099万4,600円と第3項の企業債償還金が1,311万4円あります。建設改良費の2,099万4,600円のうち、1,100万円につきましては、本年6月議会で地方公営企業法第26条の規定に基づき報告しました水道ビジョン経営戦略アセットマネジメント策定業務委託に係る令和3年度への繰越額となっております。資本的収支による不足額3,110万4,604円につきましては、欄外一番下に記載しておりますとおり、2つの補填財源により補填しております。その補填財源での内訳を694ページに記載しておりますので、御参照願います。

次に、671ページの損益計算書ですが、1の営業収益総額1億2,434万1,006円に対し、2の営業費用総額1億2,404万1,363円を差し引いた営業利益は29万9,643円となりました。

次に、3の営業外収益総額459万9,657円に対し、4の営業外費用313万5,608円を差し引いた営業外利益は146万4,049円となり、営業利益と営業外利益を合わせた経常利益は176万3,692円となるものであります。また、5の特別損失として34万3,655円を計上しておりますので、当年度純利益は142万37円となるものであります。当年度純利益142万37円と前年度繰越利益剰余金1億3,256万5,924円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金を1億3,398万5,961円とするものであります。

次に、672ページの剰余金計算書であります。676ページの貸借対照表の資本の部に示す6の資本金や7の剰余金の当年度中に発生した処分額や変動額による増減を示す計算書であります。

まず、資本金であります。本年度中の処分や変動は発生していないため、資本金の当年度末残高は4億2,575万5,973円とするものであります。

次に、剰余金の利益剰余金のうち、減債積立金及び建設改良積立金であります。昨年の決算議会で可決承認していただきました剰余金の処分額1,973万円を減債積立金に98万円、建設改良積立金に1,875万円積み立てし、令和2年度末残高は減債積立金が3,591万5,460円、建設改良積立金は2億1,324万1,392円となっております。

次に、未処分利益剰余金ですが、前年度末残高1億5,229万5,924円から、昨年の決算議会で可決承認していただきました剰余金の処分額1,973万円を差し引いた処分後の残高1億3,256万5,924円が令和元年度繰越未処分利益剰余金となっております。これに当年度純利益142万37円を合わせた当年度末残高1億3,398万5,961円を当年度未処分利益剰余金とするものであります。

利益剰余金合計の当年度末残高は減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金の当年度末残高を合わせて3億8,314万2,813円とするものであります。

したがって、資本金・利益剰余金合計の当年度末残高を合わせた資本合計の当年度末残高は8億889万8,786円となるものであります。

次に、673ページの令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金処分計算書（案）であります。資本金・資本剰余金についての処分案はございません。当年度未処分利益剰余金1億3,398万5,961円について、本決算の議決を受けた後の処分案として、減債積立金へ7万円、建設改良積立金へ135万円、合わせて142万円を積立て処分し、残り1億3,256万5,961円を繰越利益剰余金とすることを御提案するものでございます。

次に、675ページ、676ページの貸借対照表であります。まず資産の部1の固定資産の内訳は（1）の有形固定資産のうち、イの土地からトの建設仮勘定まで合わせた有形固定資産合計は7億5,177万7,652円を計上しております。

(2)の無形固定資産は、イの施設利用権とロの電話加入権を合わせた無形固定資産合計48万3,300円を計上し、有形固定資産合計と無形固定資産合計を合わせた固定資産合計は7億5,226万952円となっております。

2の流動資産は(1)の現金預金から(3)の貯蔵品までを合わせた流動資産合計が3億2,545万9,684円となり、1の固定資産合計と2の流動資産合計を合わせた資産合計は10億7,772万636円となるものであります。

次に、資産に対比する負債・資本の部であります。まず負債の部は、3の固定負債には企業債と引当金を計上しており、その固定負債合計は1億4,082万4,492円を計上しております。

4の流動負債合計額は(1)の企業債から(4)の引当金までを合計した5,295万4,378円、この繰延収益合計は7,504万2,980円となり、以上の固定負債合計、流動負債合計、繰延収益合計を合わせた負債合計は2億6,882万1,850円とするものであります。

次に、資本の部6の資本金は(1)自己資本金のうち、イの固有資本金からハの組入れ資本金の自己資本金合計4億2,575万5,973円を資本金合計とするものであります。

7の剰余金は(1)の利益剰余金のうち、イの減債積立金からハの当年度未処分利益剰余金を合わせた剰余金合計は3億8,314万2,813円となり、6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせた資本合計は8億889万8,786円で、負債合計と資本合計を合わせた負債・資本合計を10億7,772万636円とするものであります。

以上が、令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の内容でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(坂本 弘明議員) ここで、13時10分まで休憩します。

午後0時09分休憩

.....

午後1時08分再開

○議長(坂本 弘明議員) 休憩前に続き、会議を開きます。

監査委員から決算審査結果の報告を求めます。登壇願います。

○監査委員(中尾 清美監査委員) それでは、午前中に説明のありました一般会計、特別会計、企業会計の決算につきまして、議案第44号令和2年度高千穂町一般会計歳入歳出決算から議案第52号水道事業会計決算までの審査の経緯と結果につきまして御報告いたします。

審査に当たりましては、町長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書など、また、公営企業につきましては、決算書、損益計算書、貸借

対照表の決算状況について、全会計を7月15日から8月4日までのうち7日間、佐藤定信監査委員と審査を実施したところでございます。

審査に当たりましては、各課、施設より提出されました決算書及び附属資料を照合しながら審査を行い、各会計とも計数等には誤りはなく、決算は正確であることを確認しました。

なお、決算結果につきましては、先ほど町長、会計管理者、病院事務長、上下水道課長より詳細な報告がありましたので省略させていただき、監査委員としての留意事項について申し上げます。

一般会計の財政運営状況であります。形式収支で1億8,311万4,000円の黒字、実質収支でも7,525万6,000円の黒字決算となっておりますが、単年度収支は元年度の実質収支が多額であったことと、新型コロナウイルス感染対策に要する経費を国庫支出金等の歳入財源を基に積極的に有効活用した結果、1億777万5,000円の赤字となり、実質単年度収支も平成26年度から連続して赤字となっております。

令和2年度は、道路改良等のハード事業は着実に実施され成果は現れていますが、コロナ感染拡大に伴い、町民の交流の場となるイベントなどは全て中止となり、予算執行ができずに減額を余儀なくされております。

歳入では、町税が僅かに増となり、地方交付税等も増となっておりますが、マイナンバーカード事業、新型コロナウイルス感染対策事業による国庫支出金が大幅に増となったことにより、通年の事業に上乘せした財政運営となり、自主財源の乏しい本町におきましては財源確保に努力されておりますが、今後、歳出面においても病院、一部事務組合への財政支援や新たな観光地開発など多くの課題も山積しており、財政需要も拡大していく中で財政構造の硬直化が一段と進行するものと思われま。

今後の状況としては、新型コロナウイルス感染が長期化していることに伴い、観光、飲食業、これに関連する業種に与える影響等で町税の自主財源も減収が懸念され、財政運営はさらに厳しくなることが予想されますので、自主財源の確保と長期的視野に立って、選択と集中により計画性のある財政運営を望むものであります。

次に、収入未済額につきましては、関係各課も日々努力され成果を上げているところは認めるところであります。自主財源の確保のためにも、引き続き努力をお願いいたします。

また、次年度に繰り越します不用額が一般会計、特別会計を合わせますと、前年度より増額になっておりますので、計画的な執行に努められますよう要望いたします。

次に、病院事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により、医業収益では前年度より減収、医業外収益では国庫補助金、負担金、交付金で増収となり、事業収益全体では増収となっておりますが、赤字決算は続いており、慢性的な常勤医師不足などで経営の厳しい状況は今後も

続くものと思われます。特に、外科の常勤医師不足が救急医療体制の充実にも大きな影響を与えるため、解消に向けての対策が喫緊の課題でもあります。今後、病院の統合、再編を進める中で、救急医療体制や施設の充実、医師不足の解消を図りながら、住民への質の高い医療の提供に努められますよう要望するものであります。

次に、水道事業会計につきましては、2年度は黒字決算となっておりますが、新型コロナウイルス感染対策に伴う施設の休館、旅館、ホテル、飲食業への休業要請等で大きく減収減益となっており、今後、給水人口の減少、既存施設の老朽化対策などにより厳しい経営状況になることが予想されますので、経費の節減に努めながら、これからも安全で安心な水の供給に努められますよう要望いたします。

予算の執行につきましては、厳しい財政状況の中、各種事業も積極的に推進され、一定の成果を上げていますが、今後、さらに人口減少や高齢化が進む中、行財政需要はますます増大していくものと思われます。最小限の経費で最大の事業効果を達成するためにも行財政改革に取り組み、町民の皆様の御理解と御協力を得ながら健全財政の運営を期待するものであります。

次に、令和2年度の財政健全化であります。先ほど町長より説明のありましたとおり、財政健全化判断比率は基準内であり、公営企業に係る資金不足も生じていないことを確認いたしました。

以上、簡単に説明しましたが、審査の結果、意見等につきましては、お手元の836ページからの意見書を御覧いただきますようお願い申し上げます。審査の結果報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、決算議案以外の説明を求めます。

議案第53号について、総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） それでは、総合政策課所管、議案第53号高千穂町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明申し上げます。

議案集別冊の976ページからとなります。

これまでの計画は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日までの失効期限であったため、平成28年度から令和2年度までを期限とする5か年のものでありました。令和3年3月31日に新法「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が成立されたことに伴い、令和3年度から令和7年度までの5か年の本計画を策定し、特別措置法第8条第1項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

この計画を策定するに当たりましては、各担当課ごとに計画したものを取りまとめ、県との協議、また住民へのパブリックコメントを行わせていただき策定したものでございます。

今回、提案しました計画の構成につきましては、1の基本的な事項といたしまして、本町の概要、人口及び産業の推移と動向、本町の行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針及び基本目

標、計画達成状況の評価に関する事項、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合といたしまして実施すべき事項といたしましては、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12項目並びに事業計画（過疎地域持続的発展特別事業分）での構成となっております。

本町は、前計画に基づき地域活性化の諸施策に取り組み、一定の成果が見られるものの、いまだ厳しい状況に置かれていることを踏まえ、多面的、公益的な機能をより一層発揮できるよう過疎対策を講じる必要があります。したがって、今後とも引き続き総合的かつ計画的な施策を実施するために本計画を策定するものであります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第54号について、税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） 税務課所管の議案第54号高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について御説明いたします。

議案集の698ページになります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、法律に基づく固定資産税の課税免除に関する事項を定めるため本条例を制定するものであります。

第1条で、今回提案しております高千穂町過疎地域持続的発展計画に記載をしております区域におきまして、振興すべき業種として定める製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業が取得しました事業用資産について、固定資産税の課税を免除することに関し必要な事項を定めるものと規定しております。

第2条で課税免除の要件としまして、対象となる設備等の取得価格の合計額を500万円以上のものとし、製造業または旅館業で法人が行うものにあつては、資本金の額に応じて取得価格に要件を設け、その設備等に課する固定資産税について課税免除とすること。また、課税免除の期間を新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度と定めております。

第3条で課税免除の申請、第4条で課税免除の措置の承継について、対象の事業が承継された場合において事業用資産が引き続き事業の用に供されているときは、固定資産税の課税免除の措置はその承継人に対して行うことができる旨を定めております。

第5条で課税免除の取消し等、第6条で報告及び調査について、課税免除を受けた者に対し必要な事項の報告を求め実地に調査できる旨を定めております。

第7条で規則への委任を規定しております。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年3月31日までに取得等をした者に対して適用す

るものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第55号について、町民生活課長。

○町民生活課長（甲斐 利一課長） 町民生活課所管の議案第55号高千穂町手数料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案集の702ページを御覧ください。

今回の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和3年9月1日に施行されたことに伴いまして、地方公共共同法人地方公共団体システム機構は、申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができることとされ、個人番号カードの再発行手数料の徴収事務を住所地市区村長に委託することができることとされました。このことにより、紛失等による個人番号カードの再発行手数料につきましては、町は徴収することができなくなりました。

以上のことから、高千穂町手数料徴収条例第2条の別表（第2条関係）の事項から個人番号カードの再交付に係る事項を削るものであります。

以上、高千穂町手数料徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第56号、第57号、第69号について、総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） 総務課所管の条例改正議案2件、その他1件について御説明申し上げます。

初めに、議案第56号高千穂町旅費条例の一部改正について。議案集は704ページになります。

今回の改正は、旅費条例第17条中の日当の額について、ただし、陸路片道130キロメートル未満においては日当を支給しない、の一文を削り、別表を改正するものです。

本年8月に高千穂日之影道路の深角インターチェンジから平底間が開通したことにより、本町から宮崎市までが130キロメートルを切りました。しかし、車で往復4時間を要し、途中、対面交通の高速道路の運転もあり、心身の疲労を考慮すると、数キロの距離の短縮により日当を支給しないことは適当ではありません。

よって、別表を改正し、支給しない要件を県内は地域で区切り、県外については110キロメートル未満に短縮します。あわせて日当における職員の区分を削除し、また、宿泊料については県内、県外の区分を九州・沖縄地区の管内、管外へと変更し、管内を1,000円引き下げ、宿泊所を利用しない場合は2,000円のみを支給します。

宿泊料、航空運賃を含むパック料金については、これまでの支給要件に1泊につき2,000円を加算します。

次に、議案第57号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案集は次のページになります。

ただいまの議案第56号の改正に準ずるものであり、旅費の支給及び日当の支給額における距離の要件は同様であります。

なお、2件とも本年11月1日より適用するものであります。

次に、議案第69号財産の取得について御説明申し上げます。議案集は832ページであります。

取得の目的は、高千穂町消防団第8分団第1部の消防ポンプ自動車1台の買換えによる財産の取得であります。取得の方法は、4社から見積書を徴収し、最低価格者と売買契約を結ぶものであります。

取得金額は消費税込みで1,980万円、取得先は宮崎市橋通東4丁目5番14号、株式会社武田ポンプ店、代表取締役社長濱崎幸夫氏。

仮契約の年月日は令和3年9月21日であります。

地方自治法及び本町条例に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、総務課所管の3件について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第58号、第59号、第63号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 福祉保険課所管の条例改正議案2件、補正予算議案1件につきまして御説明いたします。

議案集708ページを御覧ください。

議案第58号高千穂町自立支援医療適用者に対する見舞金の支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、主に人工透析のために通院されている方で、通院のための家族などの支援者がいなく、高齢などの理由により自力でふれあいバスの乗り降りなどが難しくなった方をピンポイントで支援する制度を追加するものであります。

具体的には、町内タクシー事業者に御協力を頂き、支援対象者がタクシーの乗り降りの際、運転手の方に介助をしていただくことを考えており、支給対象者がタクシーを積極的に利用できるよう、世帯の収入、通院距離の状況により、自宅と町立病院間のタクシー利用助成券の交付を行うものであります。

改正内容としましては、第1条の目的のうち見舞金を、見舞金及びタクシー利用への助成金に

改め、第3条の支給対象のうち第2項に、タクシー利用への助成金の支給対象者となるものは前項に規定する支給対象者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする、を追加し、第1号に町内医療機関で人工透析療法を受療しているもの、第2号に公共交通機関の利用が著しく制限されるもの、第3号に日常生活において、常時特別の介助を必要とするもの、を追加するなどの改正であります。

この改正の検討を始めた半年前には、対象となりそうな方が3名おられましたが、現在は全員入院されておりますので、今のところ対象となりそうな方はおられませんが、町立病院透析室と連携を密にし対応してまいりたいと思います。

この改正は令和4年1月1日から施行するものであります。

次に、議案集710ページを御覧ください。

議案第59号高千穂町養護老人ホームときわ園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、養護老人ホームときわ園の入所において、措置によるものに限らず、入所希望者とときわ園の間で交わされる契約によって、入所を可能とするためのものであります。

養護老人ホームは、生活面及び経済的に困窮されているなどの高齢者を養護するための施設であります。ここ1年、ときわ園の入所者は定員55名に対し46名前後であること、入所希望者の収入などの状況から措置入所とならない方がいらっしゃること、民間の有料老人ホーム等を希望しても空きがないことなどから、県の助言を頂きながらときわ園での契約入所に取り組むものであります。

この件につきましては、町内関係事業者との協議を行い御理解を頂いているところであります。

改正内容としましては、第5条指定管理者が行う業務のうち、第3号に契約入所に関する業務、を追加し、第6条料金の決定のうち、第2号に契約入所に関する業務にあつては、高千穂町養護老人ホームときわ園契約入所利用契約に定められた額、を追加するものであります。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案集750ページを御覧ください。

議案第63号令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ17億7,924万2,000円とするものであります。

751ページ、歳入であります。国民健康保険税1,552万円の減につきましては、当初、県の試算による額を予算に計上しておりましたが、今年6月の本課税額に合わせ減額するものであります。

繰入金199万2,000円の増につきましては、予算額調整のための準備積立基金であります。

繰越金1,356万6,000円の増につきましては、令和2年度からの繰越金であります。

752ページ、歳出であります。総務費7万1,000円の増につきましては、国保連合会事務費負担金であり、令和3年度新規事業のオンライン資格システム運用に対応するためのものであります。

保健事業費3万3,000円の減につきましては、特定健康審査等事業費のうち、保健センターで行っております保健指導後の追跡確認のための血液検査委託料の減によるものであります。

754ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管議案3件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第60号、第61号について、教育次長。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） それでは、教育委員会所管の議案、2議案について御説明いたします。

初めに、議案第60号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案集の712ページからになります。

今回の改正は、町長の説明にもありましたように、田原中学校が令和2年度末をもって廃校となったことを受けて、旧田原中学校施設のうち体育館について、社会体育施設に位置づけるため、高千穂町田原体育館として、その他の教育施設に加えるものです。

体育館の所在地は、大字田原1576番地になります。

この条例は11月1日から施行します。

次に、議案第61号高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案集の714ページからになります。

この改正は、ただいま議案第60号で説明しました高千穂町田原体育館を本条例に加え使用料を定めるものであります。

この条例は、学校体育館以外の社会体育施設の体育館の設置及び管理について規定している条例です。

今回加えます田原体育館のほかには、中央体育館、上野体育館、岩戸体育館があり、この条例に基づき管理運営されております。

今回の改正で、別表に田原体育館の使用料を追加しますが、料金はアマチュアスポーツ等利用で1時間当たり100円です。その他の使用の場合は2倍の200円になります。

体育施設の使用料については、昨年まで、平成8年以降改定が行われていなかったことから昨

年条例改正をし、今年4月から施行しているところであります。

使用料の見直しが行われたばかりであることから、金額についてはそのまま引き継いでおります。

その他の使用の料金は、ほかの体育館にも設定されていることから田原体育館についても同様に設定するものです。なお、施行規則も条例改正に合わせて申請書様式等の追加を行います。

この条例も11月1日から施行します。

以上で、教育委員会所管の条例改正議案の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第62号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、財政課所管の議案第62号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

予算議案集の718ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,718万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を90億9,904万3,000円とするものであります。

それでは、720ページをお開きください。

まず、歳入ですが、分担金及び負担金320万7,000円の増は、現年発生農地農業用施設災害復旧費分担金。

国庫支出金3,015万4,000円の増は、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等。

県支出金8,769万5,000円の増は、畜産競争力強化整備事業補助金、小水力発電等農村地域導入支援事業費補助金等となっています。

財産収入67万4,000円の増は、宮崎県環境整備公社解散に伴う出捐金の返還ほかとなっております。

寄附金1,270万円の増は、企業版ふるさと納税寄付金です。

繰入金7,130万6,000円の増は、財源調整のための財政調整基金繰入金、地域福祉基金繰入金です。

繰越金3,025万6,000円の増は、前年度繰越金による増です。

諸収入1,286万2,000円は、過年度後期高齢者医療給付費負担金精算金の増。

町債5,165万5,000円の減は臨時財政対策債の減によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。721ページを御覧ください。

今回の補正では、主に新型コロナウイルス感染症対策事業及び国県補助事業の決定に伴う事業費の増を計上しました。

最初に、総務費は1,796万7,000円の増ですが、庁舎管理費205万9,000円、企画費の交通事業者支援事業の増等470万5,000円が主なものです。

民生費は3,057万円の増です。介護保険特別会計繰出金1,988万1,000円、中央児童遊園整備費723万円を計上しております。

衛生費は1,448万4,000円の増です。ワクチン接種事業費の増等となっています。

農林水産業費は7,113万6,000円の増です。未来につなぐ中山間地域農業支援事業468万3,000円、畜産競争力強化整備事業クラスター事業4,000万6,000円、企業版ふるさと納税を使った林業振興事業703万9,000円、林道高千穂日之影線測量1,000万円等が主なものとなっています。

商工費は1,903万1,000円の増です。緊急事態宣言影響対策支援金1,500万円が主なものです。

土木費は291万6,000円の増ですが、交通計画策定事業費297万円、住宅管理費914万4,000円の増が主なものです。

消防費は75万円の増です。ポンプ庫建設等の補助が主なものです。

教育費は253万6,000円の増です。学校教育施設環境整備等が主なものです。

災害復旧費は3,797万9,000円の増です。5月17日、7月17日に発生した農地11件、施設7件分の災害を計上しています。

議案集の724ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第64号について、上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の補正予算1件について御説明いたします。

議案第64号令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。議案集の764ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

次ページを御覧ください。歳入につきましては、款6の繰越金を937万8,000円増額し、補正後の額を937万9,000円とするものであります。これは令和2年度下水道事業特別会計決算に伴う黒字額937万8,656円を令和3年度下水道事業特別会計歳出予算の財源に充てるために繰り入れるものであります。これにより、款5の繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金は同額の937万8,000円減額するものであります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第65号、第66号について、保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） それでは、保健福祉総合センター所管の補正予算議案2件について御説明いたします。

初めに、議案第65号令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。議案集は776ページからになります。

今回の補正は、令和2年度決算に伴う余剰金を繰越金に60万円追加したために、西臼杵3町からの分担金及び負担金を同額減額し、歳入のみを調整したものであり、予算全体の増減はありません。

次に、議案第66号令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。議案集の788ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出の総額に、それぞれ1億6,122万4,000円を追加し、補正後の予算総額を15億2,694万8,000円とするものであります。また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ19万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1,155万2,000円とするものであります。

それでは内容を御説明いたします。まず、事業勘定ですが791ページを御覧ください。

歳入では、国庫支出金が4,153万4,000円、支払基金交付金が4,469万5,000円、県支出金が2,632万6,000円のそれぞれの追加ですが、本年度事業実施見込みによる負担金割合に応じた計上と、前年度精算に伴う追加交付が主なものであります。また、繰入金2,007万4,000円の追加で、一般会計からの繰入金と決算に伴うサービス勘定からの繰入金が多くなっております。

次に、繰越金が2,859万5,000円の追加で、前年の決算によるものであります。

続きまして、792ページの歳出ですが、総務費が26万円の減額で、介護認定審査会負担金の減額に伴うものであります。保険給付費の1億5,428万円の増額は、各サービスの事業実施見込みに伴うものであります。地域支援事業が140万円の追加で、通所サービス事業の実施見込みによる追加であります。

次に、予備費1,079万3,000円の減額は、決算に伴う余剰金を国への償還金と調整したものであります。

次に、諸支出金が1,659万7,000円の追加で、給付費の確定精算に伴う国への償還金の追加と一般会計並びに介護サービス勘定会計への繰出金の調整額の計上であります。

794ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

続きまして、807ページからの介護サービス事業勘定ですが、歳入としまして、繰越金が19万3,000円の追加で、決算に伴う余剰金を繰越金として計上したものであり、歳出では

同額を保険事業勘定に繰り出すものであります。

809ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、保健福祉総合センター所管の議案2件につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第67号について、病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 議案第67号令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案集の820ページをお開きください。

今回の補正は、資本的収支のうち支出の第1項建設改良費の額、792万円増額し、補正後の額を8,719万9,000円とし、資本的支出の総額を2億5,318万円とするものです。内訳は、現在2台あるエックス線撮影装置のうち、平成11年から使用している1台が故障し、修理不能になったため、購入を予定しているものであります。

議案集822ページ以降に、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、あわせて御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第68号について、建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） それでは、建設課所管、議案第68号町道路線の廃止及び認定について、御説明申し上げます。

議案集は826ページからになります。

上野の町道陣内平線は、これまで行き止まりの路線でありましたが、地元による用地の確保及び拡幅整備が完了し、車両の通行が可能な道路となりました。また、町道上西線から原野枳原線に接続されたため、集落道としての機能、利便性向上が図れる路線となるものです。それに伴いまして終点の位置が変更となり、延長が267.8メートルで、現在より117.8メートル長くなるものでございます。現認定区間を廃止し、新たに認定替えをするもので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 報告第4号、第5号及び人事案件、議案第70号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第4号から日程第33、議案第70号までの報告、議案、合計29件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました報告及び議案第70号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第70号の熟読のため、14時15分まで休憩します。

午後 2 時 02 分休憩

午後 2 時 14 分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 33、議案第 70 号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第 70 号については討論を省略して採決することに決定しました。

これから、議案第 70 号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は 12 名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、議席番号 5 番、板倉哲男議員、議席番号 6 番、磯貝助夫議員、議席番号 7 番、本願和茂議員の 3 名を指名します。

念のために申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号 1 番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票願いま

す。

〔議員投票〕

.....

1 番 藤田 利廣議員	2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員	5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員	7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員	9 番 馬原 英治議員
1 1 番 工藤 博志議員	1 2 番 富高健一郎議員
1 3 番 富高 友子議員	1 4 番 佐藤 定信議員

.....

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。板倉哲男議員、磯貝助夫議員、本願和茂議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 1 2 票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。有効投票 1 2 票、有効投票のうち、賛成 1 2 票。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第 7 0 号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後 2 時 23 分散会